

# 消費者施策の実施状況について

資料 2 - 1

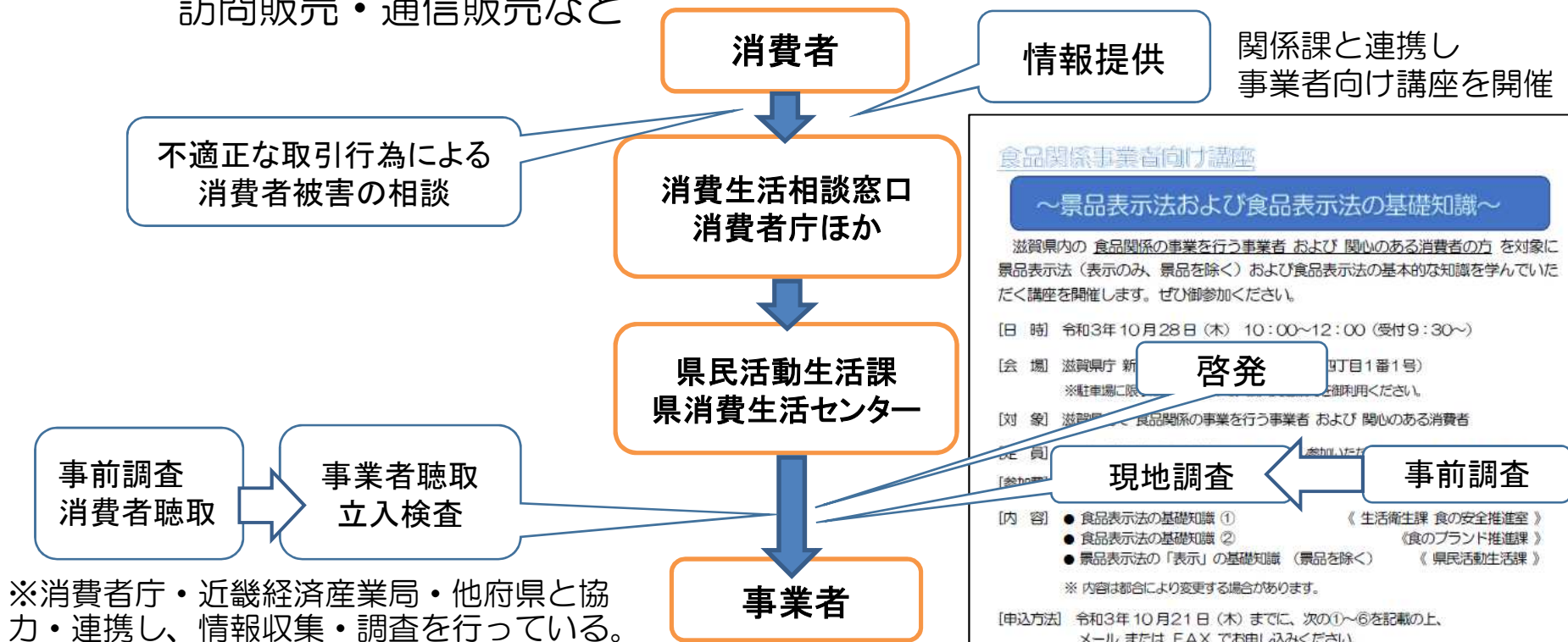
## I 安全・安心な消費生活の確保 【消費者取引の適正化】

### 特定商取引法等の適正運用

連鎖販売取引(マルチ商法)・  
訪問販売・通信販売など

### 景品表示法の表示指導

優良誤認表示・有利誤認表示



## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費生活情報の発信・啓発】

### ◆消費生活フェスタの開催

- 県警や市町、消費者団体等と連携し開催。
- コロナ禍に対応し、web上でのバーチャルスタンプラリーを実施した。  
消費生活川柳の募集、市町でパネル巡回展示を行った。

【令和2年度「消費生活川柳」最優秀賞】  
ウイルスと 詐欺の方法 変異する

- 商業施設でもパネル展示やブースによる啓発を行った



ビバシティ彦根での啓発 来場者400名（令和2年）



## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費生活情報の発信・啓発】

### ◆消費生活情報の提供

滋賀県消費生活センター  
**くらしのかわら版** 第60号  
令和2年12月発行

第60号の内容  
 ▼インターネット通販のトラブルが急増しています！  
 格安をうたう家電品等の模倣サイト  
 大手通販サイトを名乗るフィッシングメール  
 ▼くらしのレスキューサービスで高額請求！  
 ▼特殊詐欺からあなたを守る「留守番ボタンをポチっと」作戦！など

**インターネット通販のトラブルが急増しています！**  
 新型コロナウイルスの影響により、自宅で過ごす事が多くなり、ネット通販を利用する機会が増えました。このような「兼ごもり消費」と言われる生活様式の変化に伴って、県内の消費生活センターに寄せられたネット通販でのトラブルに関する相談(令和2年1月～10月)は、前年同期と比較して約1.7倍の1,835件に急増しました。

健康食品等を安価な「お試し価格」で購入したが、複数回の購入が条件だったといった定期購入トラブルに関するものが目立ちます。また、商品代金を支払ったのに商品が届かない、業者と連絡が取れない、粗悪品が届いた等の詐欺的な通販サイトに関するトラブルも寄せられました。大手通販サイトをかたるフィッシングメールに関する相談も増加しています。

インターネット通販(物品)の受付年月別相談件数  
 (件)  
 ■ R1年 □ R2年  
 R2年1～10月計 1,835件  
 R1年計 1,112件

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R1年	116	118	134	220	257	255	185	210	156	158	179	148
R2年	59	78	77	98	98	128	130	150	184	148	130	130

○広報誌「くらしのかわら版」を年3回発行。  
 各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署に配布。

○しらがメール・LINE  
 やTwitterを用いたタイム  
 リーな情報発信。

しらせるしがの安全・安心情報  
**しらがメール**   
**しらがLINE** 

令和3年(2021年)

1月							2月							3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2	31	1	2	3	4	5	6	28	1	2	3	4	5	6	28	29	30	31	1	2	3
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
24	25	26	27	28	29	30	28	1	2	3	4	5	6	28	29	30	31	1	2	3	25	26	27	28	29	30	1

5月							6月							7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1	30	31	1	2	3	4	5	27	28	29	30	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	1	2	3	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31	1	2	3	4

9月							10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4	26	27	28	29	30	1	2	31	1	2	3	4	5	6	28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2	24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	1	2	3	4	26	27	28	29	30	31	1

「暗証番号・マイナンバーを教えて」は詐欺です！  
 注文した覚えのないものが届いたら、受け取り拒否を！

消費生活に関するお悩みは、いいやで済ませずいやや！に相談。  
 犯罪ゆるぎ解  
**消費者ホットライン ☎188**  
 お近くの消費生活相談窓口をご案内

滋賀県消費生活センター 県民活動生活課 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議



○啓発物品の作成、配布

- ・若者：反射リストバンド、ボールペン
- ・高齢者：啓発カレンダー

→コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合を通じて配布

## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

### ◆成年年齢引き下げを見据えた取組

対象：高校生

高校生を中心に幅広い世代で活用できます。

# 社会への扉

- 自分の名前で契約できる
- 消費生活センターを活用できる
- 消費者の行動が社会を変えることに気付く

## 12のクイズで学ぶ自立した消費者

目次

消費者が主役の社会へ	1
契約について理解しよう!	3
お金について理解しよう!	7
暮らしの安全について理解しよう!	9
消費生活センターについて知ろう!	10
あなたの行動が社会を変える!	11

もうすぐ大人

消費者庁

○消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した授業を高等学校等で実施。

対象：新成人・高校生

# あま〜い誘いにど用心!

2022年4月1日から18歳で成年になります  
親の同意なしに様々な契約が一人できるようになる一方で「責任」も生じます

## お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～

初回お試し価格 500円

ポイント

- 定期購入のお申し込みは、2回以上お申し込みください。また5回以上継続してご購入いただかないと解約できません。

## インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～

ポイント

- 定期購入が条件になっていないかなど、契約の内容や解約条件を確認しましょう!
- 「送料のみ」などと表示されている商品、複数回の継続購入などといった定期購入が条件となっている場合があります。小さな文字で見えにくい部分にも注意が必要です。
- 商品を送付する前に、申込み画面確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 契約できても解約料を求められたり、期日内しか解約できなかったり、電話で解約しようとしてもつながりにくい場合もあります。また契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

## インターネット通販を利用するときは慎重に。詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
- 支払い方法が振り込みだけではなく、送金用紙されているショップを選びましょう。
- 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

クーリング・オフ できない 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を! 消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります

188番 (局番なし)

滋賀県 企業・編集 / 近畿府県消費者啓発資料共同作成会議 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

○市町を通じて新成人に、高校を通じて県下の全高校3年生に啓発チラシ（近畿府県共同で作成）を配布。

## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

### ◆成年年齢引き下げを見据えた取組

対象：中学生



○中学校家庭科の授業での活用を想定した消費者教育の補助教材を作成し、HPに掲載。

- 未成年者契約
- キャッシュレス決済
- 通信販売 など



## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

### ◆成年年齢引き下げを見据えた取組

**保護者向け**

**うちの子が、18歳になると狙われる？**

民法改正により、令和4年(2022年)4月1日から  
**大人になる年齢(成年年齢)が18歳になります！**

親の同意がなくても、1人で契約ができるようになります。

**友人に誘われエステの無料体験を受けた!**

施術後、化粧品など高額な契約を勧められ...

**断り切れずに契約し、支払いに困ることに!**

**SNSで知り合った人から儲け話に誘われた**

すぐに元が取れると書かれ借金をして契約したけど...

**全然、儲からない!?**

**お子さんが、高額な契約をしたり、多額の借金を背負ってしまう可能性があります!**

詳しくは裏面を!

**成年になるとどうということ?**

未成年(18歳未満)は、親(法定)の同意が必要になります。

生年月日 成年になる日

平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ 令和4年4月1日

平成16年4月2日生まれ以降 18歳の誕生日

◆成年になったら、親の同意がなくても一人で契約できる

できるよくなること	できないこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを作る</li> <li>ローンを利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賭博</li> <li>飲酒</li> <li>契約</li> <li>契約</li> <li>契約</li> </ul>

◆未成年と成年の違い

**未成年だと** 親の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約の取消ができます(未成年者取消権)

**成年になると** 未成年を理由とした契約の取消ができなくなります

- 知識不足・経験不足により、被害金額が高額になる可能性があります!
- 悪質業者は、未成年者取消ができなくなればかなりの被害を狙います!

◆ご家庭でも、お子さんが「大人としての自覚」を持てるようサポートを!

- 契約は慎重に行う
- 儲け話をつのみにしない
- 必要であれば、きっぱり断る

消費生活相談窓口(何かあった時には相談を!)

- ◆消費者ホットライン ☎188(※通話なし) 近頃の消費生活相談窓口につなぎます。
- ◆滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999 平日9時～17時(※相談受付時間) 月～土 9時から15分単位で18時まで

○県教育委員会・県立高等学校・弁護士および金融広報アドバイザーと検討会を開催。啓発チラシを作成し、県内すべての高等学校等に配布。

←保護者向けチラシ(令和2年度作成)

参考:教員向けチラシ(令和元年度作成) ↓

令和4年(2022年)4月1日から  
**成年年齢が18歳に!**

令和4年度入学生が18歳になると成年です!

**マルチ商法**

リゾリ商法って、まだお母さんに教えてあげていない人あつたのよ。1万円から始められるのよ。

お母さん、私もやってみよう!

お母さん、私もやってみよう!

お母さん、私もやってみよう!

**エステ**

お母さん、私もやってみよう!

お母さん、私もやってみよう!

お母さん、私もやってみよう!

お母さん、私もやってみよう!

**成年(18歳)になったら何ができる?**

- 親の同意がなくても、一人で契約できるようになります。
- 短期間年齢は男女ともに18歳になります。
- 教育や環境の年齢制限は20歳のまま。

**注意すべきこととは?**

- 18歳になると未成年を理由とする契約の取消しができなくなり、悪質業者に狙われます。
- 経験不足、判断力不足などから被害金額が高額になる可能性があります。
- マルチ商法等の勧誘者になった場合、加害者になる可能性もあります。

**若年者に予想される消費者トラブル?**

- そんな契約をするつもりがなかった。
- 思いがけない高額な借金を負ってしまった。
- 他人に教習を促されてしまった。
- 契約をきちんと守らず、自分の信用に傷をつけてしまった。

**トラブルの解決にはどんな方法がある?**

- クーリング・オフ(特定商取引法)
- 消費者ホットライン ☎188(特定商取引法)
- 消費者生活相談窓口(消費生活相談窓口)

取引の種類・内容等	期間
訪問販売	クーリング・オフ、クーリング・オフ(特定商取引法)
電話勧誘販売	電話勧誘販売(特定商取引法)
訪問購入	クーリング・オフ(特定商取引法)、クーリング・オフ(特定商取引法)
特定継続的役務提供	クーリング・オフ(特定商取引法)、クーリング・オフ(特定商取引法)
遠隔型取引	クーリング・オフ(特定商取引法)
多量取引(特定商取引法)	クーリング・オフ(特定商取引法)

◆消費者生活相談窓口(何かあった時には相談を!)

- ◆消費者ホットライン ☎188(※通話なし) 近頃の消費生活相談窓口につなぎます。
- ◆滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999 平日9時～17時(※相談受付時間) 月～土 9時から15分単位で18時まで

**トラブル発見時のフローチャート**

```

    graph TD
      A[本人のクラスの様子の変化] --> B[教員]
      C[学校内で情報共有] --> B
      B --> D[保護者に連絡]
      B --> E[本人に事実を確認]
      D --> F[消費生活相談を案内する]
      E --> F
      F --> G[本人と保護者]
      F --> H[本人]
      G --> I[消費生活センター(消費生活相談窓口)]
      H --> I
      I --> J[クーリング・オフには対応できません。適切な対応が実施されます。]
      
```

**消費生活相談窓口**

- ◆消費者ホットライン ☎188 お近くの消費生活相談窓口につなぎます。
- ◆滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999
- ◆滋賀県消費生活センターホームページ <https://www.pref.shiga.jp/shiga/sosei/188005.html>
- ◆滋賀県インターネット消費生活相談 <https://www.pref.shiga.jp/shiga/sosei/188005.html>

## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

### ◆成年年齢引き下げを見据えた取組

#### ○教員向け研修の実施（令和3年8月）

- 高等学校等教員向け研修をZoomで実施。
- 生徒の消費者被害未然防止に向け、教育現場に支援を行った。
- 全教職員対象、全9回開催
- 基礎コース：  
成年年齢引下にかかる基礎知識の取得等
- 応用コース：  
具体的な金銭教育（ライフプラン）等
- 活用コース：  
消費者トラブルの未然防止対処法や学校での教育、指導の提案等

教員向け **オンライン** 研修を開催します

「成年年齢引き下げ」等について学んでみませんか？

「成年年齢引き下げ」って聞いたことあるけど、結局どうなるの？

「18歳で大人」になったら、何か起こるの？

民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、そのことによって、生徒にどのような影響があるのか、「実はあまり分かっていない…」という先生方も少なくはないと思います。

この機会に、ぜひ「成年年齢引き下げ」等について学んでみませんか？

**本研修のメリット**

- 希望のコース(基礎・応用・活用)で受講できる！複数のコース受講可能！  
→下記内容でコースを区分しているため、自分の興味にあった内容で受講できます。  
基礎コース:基礎知識の習得等 応用コース:具体的な金銭教育(ライフプラン)等  
活用コース:トラブル未然防止対処法や学校での教育・指導の提案等
- 40分で学習できる！研修開催日が(生徒の夏休み中に)多くある！  
→研修時間は「40分」で、かつ、研修開催日を多く設定しているため参加しやすい！  
※各コースの内容は別日でも同じ内容です。1コマのみの出席で問題ございません。
- オンライン(Zoom)で参加できる！(参加費は無料)  
→自分のPC・スマートフォンを利用してでも参加できます！  
各学校で一台だけパソコンを設置し、複数人で受講いただいても問題ございません！

開催日時	各コース	日時	講師
基礎コース (家庭科・社会科以外の教員向け)		令和3年8月5日(木) 11:00~11:40	丸山 高信 (滋賀県金融広報委員会 アドバイザー)
		令和3年8月6日(金) 13:00~13:40	
		令和3年8月18日(水) 13:00~13:40	
		令和3年8月19日(木) 11:00~11:40	
		令和3年8月19日(木) 13:00~13:40	
応用コース (家庭科・社会科の教員向け)		令和3年8月5日(木) 13:00~13:40	消費生活相談員 (滋賀県消費生活センター)
		令和3年8月6日(金) 11:00~11:40	
		令和3年8月18日(水) 15:00~15:40	
活用コース (全教員向け)		令和3年8月20日(金) 11:00~11:40	
		令和3年8月20日(金) 13:00~13:40	

**申込方法** 各学校で取りまとめの上、別添申込書に記載いただき、滋賀県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係あて ([shohi@pref.shiga.lg.jp](mailto:shohi@pref.shiga.lg.jp)) までメールにて令和3年7月12日(月)までに申込みください。

**【問合せ先】**  
 (基礎・応用コース、その他について) 滋賀県 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係 岡本  
 TEL:077-528-3412 FAX:077-528-4940 e-mail:shohi@pref.shiga.lg.jp  
 (活用コースについて) 滋賀県消費生活センター 杉本  
 TEL:0749-27-2234 FAX:0749-23-9030 e-mail:cd30@pref.shiga.lg.jp

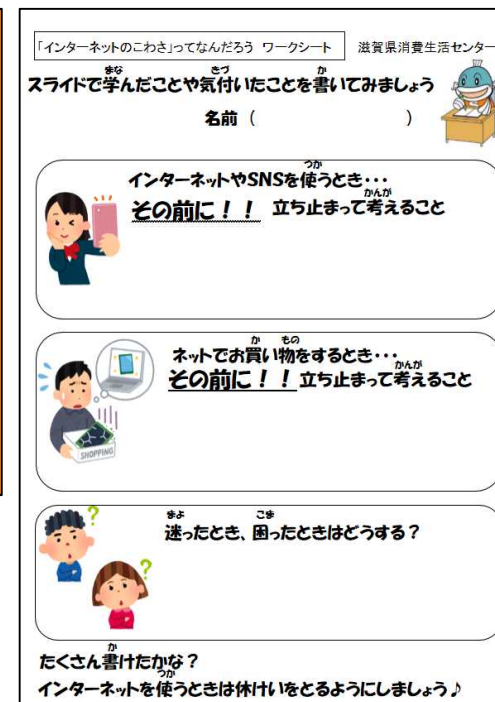


## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

- 小学5年生～中学3年生で使用する家庭科の副教材「ゆめ・ふれ愛成長確認シート」を作成。県内全ての小学校に配布。



- ネットリテラシーにかかるパワーポイント、動画教材を作成し、HP、You Tubeに掲載。(小学校高学年以上の学校の授業や家庭学習での活用を想定)

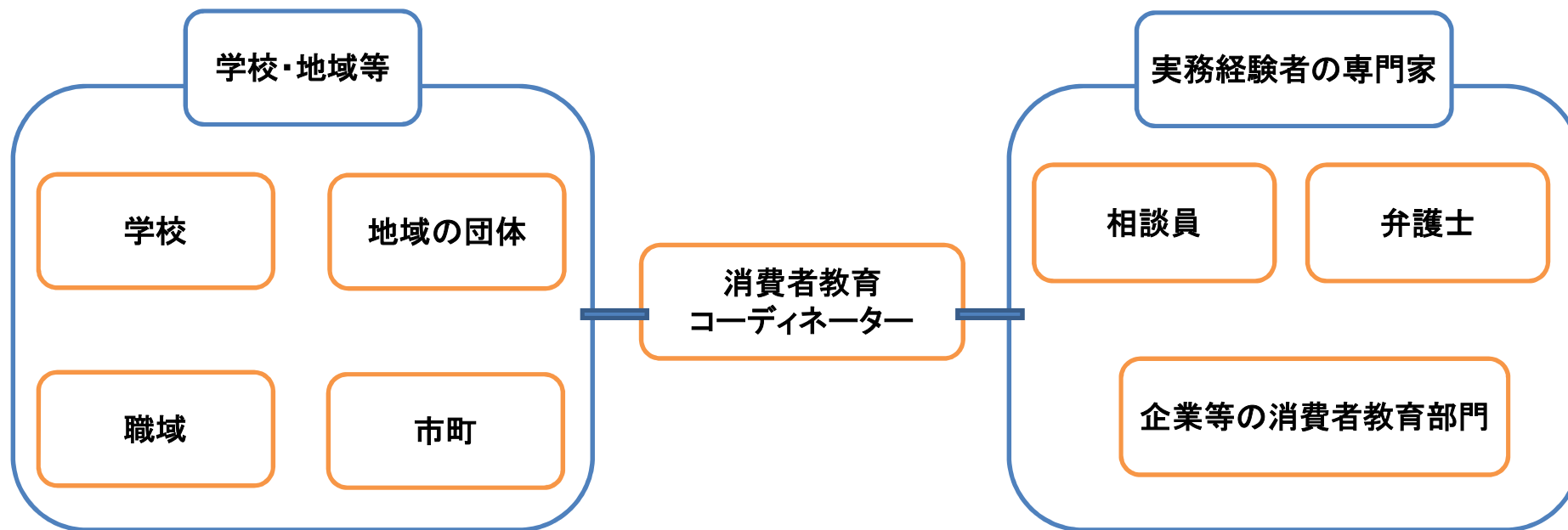




## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者教育・学習の推進】

○消費者教育コーディネーターにより下記事業を実施

- ・学校、地域、団体等に消費生活相談員を派遣し、出前講座を実施。
- ・消費者教育についてのアドバイス
- ・教材の作成、提供
- ・トラブル事例の情報提供



○高校生のための消費生活講演会の開催

悪質商法による若者の消費者被害を未然に防止するため、弁護士・消費生活相談員が学校に出向き、高校生を対象に講演会を開催。

## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者市民社会の構築に向けた気運づくり】

### ◆エシカル消費の推進

○（一社）滋賀グリーン活動ネットワーク（SGN）に委託し、下記事業を実施

The image shows a collection of promotional materials for the 'Green Purchase + Ethical Campaign'. On the left is a main campaign poster with a QR code and illustrations of people and products. In the center is a grid of prize images with values (e.g., 5,000 yen, 10,000 yen). On the right is a detailed registration form with a checklist of campaign goals and a contact section.

- ★グリーン購入+エシカルキャンペーン
  - ・エシカル消費につながる行動の呼びかけ  
→マイバッグ、マイボトルの持参  
地産地消 など
  - ・県内協力小売店等を通して、PR兼参加宣言チラシ配布

### ★消費者リーダー育成講座

- ・地域の消費者リーダー育成を目的とした講座
- ・「未来をつくる消費者講座」をオンライン開催  
→Webによるエシカル商品の製造現場の見学会など、計7回開催

## Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 【消費者市民社会の構築に向けた気運づくり】

### ◆エシカル消費の推進



○啓発イベントの実施  
→クイズラリー、ブース出展、パネル展示を実施

- 滋賀県消費生活フェスタ  
@ビバシティ彦根
- グリーン購入+エシカルキャンペーン  
@フォレオ大津一里山
- 草津市地球冷やしたい推進フェア  
@イオンモール草津



### Ⅲ 消費者被害の防止と救済【消費生活相談体制の充実強化】

#### ◆県消費生活センターについて

○昭和46年に開設（50周年）

○令和2年度の相談受付件数 3,928件  
→インターネット相談、Zoomによる  
オンライン相談を実施

○消費生活相談員および職員対象  
研修会の開催



○市町相談窓口担当者への支援

- ・相談窓口担当者情報交換会 ・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理
- ・市町相談担当者への巡回訪問支援

○もうけ話・副業トラブル110番の開設

コロナ禍で増加した副業トラブルの被害救済・注意喚起を図った

# Ⅲ 消費者被害の防止と救済【高齢者等への支援】

## ○消費者トラブルに係る啓発チラシの作成・配布

「高齢者に向けた消費者被害防止のための啓発に関する協定」を締結している団体（生活協同組合コープしが、しが健康医療生活協同組合）と令和2年より宅配事業で高齢者宅を訪問している事業者とも連携を図り、情報提供を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組んだ。

もしかしたら、悪質な「点検商法※」かもしれません。

「おじいさん、今日、下水管を市役所から依頼された人に無料で点検してもらったの。」  
「汚れがたまっていて危ないから、急いで掃除した方がいって。」  
「今日中なら特別価格でできるといわれて契約したわ。」

「おばあさん、その人は本当に市役所から依頼された人なのか？」



【点検商法】「無料点検します」などいって、家を訪問して点検を行い、「このままでは危険だ」などと不安をあおって、高額な商品やサービスを契約をさせる手口。


あやしい・おかしいと思った場合は

- 消費者ホットライン（局番なしの3桁） 188（いやや）
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110 まで

滋賀県

ちょっと待って！  
もしかして、**送りつけ商法**かも？

宅配便の代引きで荷物が届いたが、  
家族の誰も注文した覚えがない・・・



（注文した覚えのない商品が届いた場合）  
送付元の名前や住所などを控えておき、  
宅配業者に「受け取りません」と伝え、  
**受け取り拒否をしてください**

あやしい・おかしいと思った場合は

- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン（局番なしの3桁） 188（いやや）
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999 まで

滋賀県

電話、メールでの「暗証番号・口座番号・マイナンバー教えて！」は**詐欺です！！**

- ⚠️ 個人情報を絶対に教えない。
- ⚠️ 知らないメールは開けない、URLもクリックしない。
- ⚠️ 電話は、在宅時も常に留守番電話にしておく。

あやしい・おかしいと思った場合は

- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン（局番なしの3桁） 188（いやや）
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999 まで

2020年7月～9月カレンダー

7月			8月			9月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31										

滋賀県・滋賀県警察

「警察の〇〇です。あなたのキャッシュカードが使われています。」  
「近くにいる者がキャッシュカードを取りに行きます。また、手続きに必要なので暗証番号も確認します。」

「警察官や役場の職員は、キャッシュカードを預かりません。暗証番号を尋ねません。」

「ダマされないで！  
これは間違いなく「うそ」、詐欺です。」



あやしい・おかしいと思った場合は

- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン（局番なしの3桁） 188（いやや）
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999 まで

滋賀県

令和2年度作成チラシ

### Ⅲ 消費者被害の防止と救済【高齢者等への支援】

○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

【設置済み】

- ・野洲市 49,807人
- ・近江八幡市 81,456人
- ・大津市 342,584人

【令和4年3月末設置予定】

- ・守山市 83,759人

現状



令和4年3月

計 473,847人  
人口カバー率 33.63%

計 557,606人  
人口カバー率 39.57%

※令和3年10月1日現在の人口  
滋賀県の全人口 1,409,157人

★見守りのための情報提供

- ・協議会設置の具体的な方法や各市町の取組事例を共有
- ・国民生活センターから配信される消費者トラブル事例や対応策について、各市町を通し見守り支援者に情報提供を行っている